

日本在宅血液透析学会倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、日本在宅血液透析学会倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織・運営について必要な事項を定めるものである。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、日本在宅血液透析学会における臨床倫理問題に関し、必要な事項について審議することを目的とする。

(定義)

第3条 臨床倫理問題とは、臨床現場で生じる倫理的諸問題を総称していう。臨床で直面することが多い臨床倫理問題は以下のことである。

- (1) 患者の権利と医療の提供に関すること
- (2) 医師の治療方針に関すること
- (3) 患者の権利と尊厳に関すること
- (4) インフォームド・コンセントに関すること
- (5) 患者の自己決定に関すること
- (6) 家族の支援に関すること
- (7) 在宅血液透析を対象とした介入を伴わない臨床研究（アンケート調査を含む）に関すること
- (8) その他患者に不利益を及ぼす可能性のあること

(委員会の構成及び委員の任期)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員の人数は若干人とする。

2 委員長は、日本在宅血液透析学会理事長が指名した者とする。

3 委員は、委員長が指名した者とする。

4 委員は、医学・医療の専門家等、自然科学の有識者、在宅血液透析経験者および一般の立場から意見を述べることのできる者を含む。

5 委員長は、議長を務める。

6 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。任期途中で委員の交代があった場合には、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、在宅血液透析の臨床現場で生じる倫理的諸問題について日本在宅血液透析学会倫理委員会審議申請書（臨床研究の場合は日本在宅血液透析学会倫理委員会審議申請書および日本在宅血液透析学会臨床研究実施許可申請書）に基づいて、次の事項について審議する。

- (1) 臨床倫理問題に関する指針の検討
- (2) 臨床倫理問題に関する事例の相談対応

(3) その他委員会の目的を達成するために委員長が必要と認める事項

(迅速審査)

第6条 委員会は、委員長が迅速審査によることが適当と判断した場合には、迅速審査を行う事が出来る。

- 2 委員長は、臨時決裁や他委員との合議による迅速審査を行い過半数以上の委員の承諾を以て承認する事が出来る。
- 3 委員長は、迅速審査を行った場合には、その結果を次回開催する委員会で報告する。

(運 営)

第7条 委員会は、委員長の招集に基づき、随時開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 5 委員会は、必要に応じて関連学会倫理委員会と協議を行う。

(責 務)

第8条 委員会は、審議を行うに当たっては、特に次の各号に留意しなければならない。

- (1) 対象となる個人（以下「対象者」という。）の人権
- (2) 科学的合理性の確保
- (3) 対象者の利益及び不利益並びに安全性
- (4) 対象者の理解と同意
- (5) 医学上の貢献度の予測
- (6) 研究資金の公正性

(記録及び報告)

第9条 委員長は、委員会の開催状況、審議経過、結果、出席委員の氏名及び議事録等を記録し、理事長へ報告する。

- 2 理事長は、委員会が審査を行った事項に関する審査資料を5年保管する。
- 3 前項の審査資料は、学会事務局内に保管する。

(公 表)

第10条 委員会に関する規定および委員名簿は日本在宅血液透析学会のホームページに公表する。

- 2 委員会の開催状況及び審査の概要は年1回日本在宅血液透析学会のホームページに公表する。

(庶 務)

第11条 委員会の庶務は日本在宅血液透析学会事務局において処理する。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員に諮って決定する。

(本規程の改廃)

第13条 この規程の改廃については、理事会の決議を経なければならない。

(その他)

第14条 この規定に定めるもののほか、倫理委員会運営に関し必要な事項は、細則を定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年11月14日から施行する。